

三重県中小企業融資制度 令和2年2月5日付改正

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小企業者等への支援

新型コロナウイルスの流行に起因して、観光客の減少等に伴う売上減少の影響を受ける県内中小企業・小規模企業を支援するため、「リフレッシュ資金」の融資対象要件を改正

旧

申込時点における最近3か月の売上が次の①から③のいずれかの期間に比し、3%以上減少している者

- ① 前年同期
- ② 2年前同期
- ③ 3年前同期



新（適用開始：2月10日）

申込時点における最近3か月の売上が次の①から③のいずれかの期間に比し、3%以上減少している者

ただし、新型コロナウイルスの流行による影響で売上が減少している場合は、以下の通りとする。

「最近1か月の売上が3%以上減少」かつ「その後2か月の売上見込を含めた3か月の平均も3%以上減少」が見込まれる者

- ① 前年同期
- ② 2年前同期
- ③ 3年前同期

この改正により、対象となる中小企業・小規模企業の方々は、売上減のまま3か月間を待たずとも、1か月間の減少実績（及びその後2か月間の減少見込み）があれば「リフレッシュ資金」を利用することが可能となります。